

社会福祉法人の「役員等在任証明」発行までの流れ

1 事前相談

こども青少年局監査課へ事前に御相談ください。

※申請を代行で行う場合、事前に法人事務局からこども青少年局監査課に御連絡ください。



2 書類提出、手数料（300円）納付及び審査

- (1) 事前に申請書類（証明願及び添付書類）の写しをE-mailでお送りください。
- (2) 本市手数料条例に基づき、申請に必要な手数料を納付いただきます。
納付書を郵送しますので、本市収納代理金融機関にて300円を納付してください。
- (3) 「申請書類（証明願及び添付書類）」と「手数料の領収書の写し」を併せて御郵送又は御持参ください。



3 証明書発行

【郵送希望の場合】 切手を貼った返信用封筒を御用意ください。

【来庁】 証明書の用意ができましたら連絡いたします。

連絡先

横浜市こども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail kd-kodomokansa@city.yokohama.jp